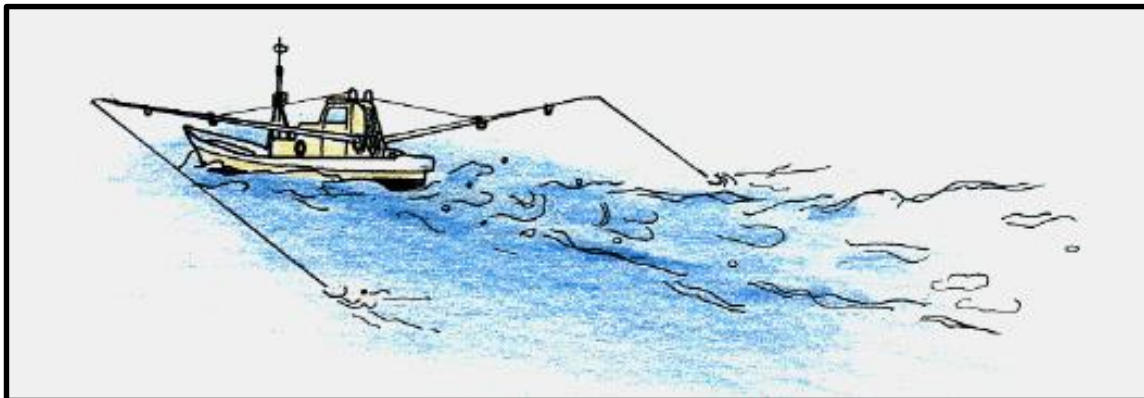


漁業者以外の トローリングは違反です!!



ひき縄釣り（いわゆる、トローリング）とは、釣糸及び釣針を有する漁具を、船舶によって曳き回して行う漁法のこと、竿つり・手づりには該当しません。

三重県の海面では、三重県漁業調整規則第40条により、遊漁者等が使用できる漁具漁法が規定されています。**ひき縄釣り（いわゆる、トローリング）は、この漁具漁法に含まれず、行った場合は違反となります。**

また、ノリ網への乗り上げや、はえ縄・刺し網の巻き込みなどの漁業被害も発生していますので、合わせてご注意ください。

【海面における遊漁のルール】 <https://www.pref.mie.lg.jp/SUISAN/HP/38869033664.htm>



三重県漁業調整規則

（遊漁者等の漁具漁法の制限）

第40条 何人も、海面において、次に掲げる漁具又は漁法以外の漁具又は漁法により水産動植物を採捕してはならない。

- 一 竿つり及び手づり
- 二 たも網及びさ手網
- 三 投網（船を使用しないものに限る。）
- 四 やす（火光を利用するものを除く。）、は具（じょれん又は火光を利用するものを除く。）
- 五 徒手採捕

【問合せ先】 三重県農林水産部水産資源管理課 059-224-2588